

公益財団法人日本陸上競技連盟
倫理委員会規程

(総則)

第1条 公益財団法人日本陸上競技連盟（以下「本連盟」という。）専門委員会運営細則第2条第2項の規定に基づいて設置された、倫理委員会（以下「委員会」という。）に関することを定める。

(所掌)

第2条 委員会は、つぎの事項を所掌とする。

- (1) 法令・定款・規程の遵守その他の倫理に反する行為の防止を目的とする関係規程の整備その他の諸施策に関すること
- (2) 倫理・社会規範意識の啓発活動に関すること
- (3) 登録会員の処分に関すること
- (4) 登録会員の所属する団体及び登録会員以外の者による倫理に反する行為に対する措置に関すること

(委員)

第3条 委員会に、つぎの委員を置く。

委員長 1名 委員 10名以内

- 2 委員長及び委員は、理事会の決議によって選任する。
- 3 委員のうち2名以上の者は、本連盟の評議員、理事、監事、職員、専門委員会
の委員長又は不服申立委員会の委員長若しくは委員以外の者とする。

(任期)

第4条 委員長及び委員の任期は、委嘱日より開始し、本連盟役員の任期と同じく終了する。ただし、再任を妨げない。

(委員会)

第5条 委員会は、委員長が招集して、その議長となる。

- 2 本委員会は、議決権を有する委員の3分の2以上の出席がなければ、開催することができない。
- 3 本委員会の決議は、出席者の過半数をもって行う。
- 4 前項の決議について特別の利害関係を有する委員は、議決権を有しない。
- 5 本規程に定めるもののほか本委員会の所掌事項の実施に関し必要な事項は、委員会においてこれを別に定める。

(規程の改廃)

第6条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

- 1 この規程は、2018年10月1日から施行する。